

幼児や高齢者が紙おむつを使用している世帯や
個人でゴミ集積所を清掃されている方を対象に

村指定『ごみ袋』を支給します

■問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340(内)214・215

支給対象者

以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ・日常的に紙おむつ等を使用している高齢者・身体障がい者がいる世帯の方
※日常的な使用を福祉介護課等で確認できる場合に限りです。
- ・満1歳未満の乳児がいる世帯の方
- ・ゴミ集積所に散乱するゴミの回収や清掃、収集されなかったゴミの分別や処理等を、個人的なボランティアで行っている方(当番制で集積所利用者が管理・清掃等を行っている場合は対象外)



支給する枚数

支給対象者の区分		現物支給するごみ袋の種類	サイズ	最大枚数
①	日常的に紙おむつ等を使用している高齢者、身体障がい者がいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	120枚
②	満1歳未満の乳児のいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	60枚
③	個人的なボランティアで ゴミ集積所の 清掃・管理を 行っている方 	燃やすごみ用	小袋	108枚
		燃えないごみ用(金属類)	大袋	36枚
		燃えないごみ用(ビン・ガラス類)	大袋	12枚
		紙製容器包装用	大袋	24枚
		プラスチック製容器包装用	大袋	24枚

※数量は年間当たりの枚数です。4月以降の申請の場合は3月分までの月割給付になります。

申請方法

対象者の方は、申請書を美浦村HP【美浦村指定のごみ袋を支給します】よりダウンロードして、生活安全課へ提出してください。

※申請書は生活安全課窓口でもご用意しています。

▼美浦村HP



(広告欄)

 **筑波銀行 美浦支店**
Tsukuba Bank

 **常陽銀行 美浦支店**

広報みほに広告を掲載しませんか？

広告募集中



◇問合せ 総務課 ☎029-885-0340(内)205